

評議員及び役員報酬細則

社会福祉法人 岩見沢清丘園

社会福祉法人岩見沢清丘園評議員及び役員報酬細則

(目 的)

- 第 1 条 本規則は、社会福祉法人岩見沢清丘園岩見沢清丘園の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

- 第 2 条 本規則でいう役員とは理事及び監事をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

- 第 3 条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条第 1 項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 理事長が、理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 理事が、理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条第 3 項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(評議員及び役員の業務報酬等)

- 第 4 条 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬を支払う。
- 2 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬を支払う。
- 3 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬を支払う。

(監事の報酬等)

- 第 5 条 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 2 監事が、法人及び事業所の指導監査等への立会及びその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別紙 2 により報酬を支払う。

(出張旅費)

- 第 7 条 評議員及び役員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬を支給する。
- 2 旅費等は、別に定める社会福祉法人岩見沢清丘園役員等及び職員の旅費に関する規程により支給する。

(重複支給の防止)

- 第 8 条 監事が、同一日に開催される評議員会及び理事会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。
- 2 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

- 第 9 条 本規則の改正は評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(評議員会議決 平成29年 6 月24日)

令和 7 年 7 月 1 日 第 5 条 第 5 条別表 1 改正
(評議員会議決 令和 8 年 6 月 16 日)

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評 議 員 会	日額 10,000 円	岩見沢市内より 1,000 円 岩見沢市外より 2,000 円
理 事 会		
監事の運営状況の指導若しくは監査の業務		

別表 2

名 称	報 酬
理 事 長	月額 20,000 円
評議員及び理事	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円

別表 3

名 称	報 酬
評議員及び役員	日額 5,000 円